

A. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

B. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

※ 「主要な取引先」に該当するか否かについては、会社法施行規則第2条第3項第19号ロに掲げる「当該株式会社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）」に準じて上場会社が判断するものとします。

「主要な取引先」とは、上場会社における事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先をいい、具体的には、当該取引先との取引による売上高等が上場会社の売上高等の相当部分を占めている相手や、当該上場会社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供を行っている相手、多額の借入れ等の取引の相手である金融機関などが考えられます。

したがって、取引金額が上場会社の売上高に占める割合や、借入金額が上場会社の総資産に占める割合などの実態を踏まえて、「主要な取引先」に該当するか否かを上場会社が判断することになります。その際、上場会社は、各社個別の事情等を踏まえて策定した自社（グループ）の独立性判断基準を独立役員届出書等において開示することが考えられます。

※ 「上場会社を主要な取引先とする者」の判断にあたっては、独立役員として届出が行われる者の兼務先（業務執行者としての兼務先）である企業に、直接照会を行う等の方法で、合理的な範囲で確認していただくことを想定しています。「上場会社を主要な取引先とする者」の典型的な例としては、上場会社との取引による売上高等が当該取引先の売上高等の相当部分を占めている、いわゆる下請企業などが考えられます。

※ なお、役員選任議案に係る株主総会参考書類等の記載事項と取扱いの齟齬の無いように（例えば、株主総会参考書類では「主要な取引先」として取り扱われているにもかかわらず、独立役員届出書では「主要な取引先」とされていないということの無いように）、留意が必要です。

※ 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含みます。監査役は含まれません。

「顧問」や「相談役」については、法令上の一般的な定義が存在しないため、その実態に照らして「業務執行取締役又は使用人」に該当するか否かを判断することが必要となります（これは、会社法施行規則の解釈に係る問題であるため、法律専門家等にも確認することが適当です。）。なお、その者の経歴如何によっては、属性情報の開示を要する「業務執行者であった者」には該当する可能性があるため留意が必要です。

C. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

※ 「多額の金銭その他の財産」に該当するか否かについては、会社法施行規則第74条第4項第7号ニ又は同第76条第4項第6号ニの「多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）」に準じて上場会社が判断するものとします。

※ 本項に該当し得る場合としては、顧問弁護士等が考えられますが、顧問弁護士であれば必ず「多額の金銭その他の財産を得ている」者に該当するというわけではありません。

※ 金商法に基づく会計監査による監査報酬が「多額の金銭その他の財産」にあたるかどうかの判断にあたっては、日本公認会計士協会の定める「倫理規則」において、依頼人からの報酬への依存度の高さにより監査人の独立性に関して阻害要因が生ずる可能性があるとされている（「倫理規則」セクション410）ことを踏まえ、当該規則への該当状況等を参考にすることが考えられます。

D. 最近においてA、B又はCに掲げる者に該当していた者

※ 「最近においてA、B又はCに掲げる者に該当していた」場合とは、実質的に現在、A、B又は

Cに掲げる者と同視できるような場合をいい、例えば、当該独立役員を社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において、A、B又はCに掲げる者に該当していた場合等が含まれます。1年以上前にA、B又はCに掲げる者に該当していた場合には、「最近において…該当していた」に該当しないことが通常と考えられます。

E. 就任の前10年以内のいずれかの時において次の（A）から（C）までのいずれかに該当していた者

- （A） 上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
- （B） 上場会社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- （C） 上場会社の兄弟会社の業務執行者

※ 「親会社」とは、財表規則第8条第3項に規定する親会社をいいます。

※ 「兄弟会社」とは、上場会社と同一の親会社を有する他の会社をいいます。

F. 次の（A）から（H）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者

- （A） Aから前Eまでに掲げる者
- （B） 上場会社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- （C） 上場会社の子会社の業務執行者
- （D） 上場会社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- （E） 上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
- （F） 上場会社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- （G） 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- （H） 最近において前（B）～（D）又は上場会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

※ 「重要でない」に該当するか否かについては、会社法施行規則第74条第4項第7号ホ等に準じて上場会社が判断するものとします。具体的に「重要」な者として想定されるのは、A又はBの業務執行者については各会社・取引先の役員・部長クラスの者を、Cの所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含みます。）を想定しています。

※ 「近親者」とは、二親等内の親族をいいます。なお、離婚、離縁などによって親族関係が解消されている場合は、ここにおける近親者としては取り扱いません